

第5回構造改革徹底推進会合 H29.3.29(水)

水道に関するPPP／PFIの取組状況



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

水道に関するPPP/PFIの取組状況①

【日本再興戦略2016 記載】

・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。

- 平成27年度から開始している厚生労働省による水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業を平成28年度においても継続。【平成29年度予算案においても必要な予算を計上】
 - ・ 地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業
(生活基盤施設耐震化等交付金 (H28予算)130億円の内数、交付率1/3、実施主体：地方公共団体
【H29予算案】169億円の内数、交付率1/3※H29以降に事業を実施した場合は1/4、実施主体：地方公共団体)
 - ・ 地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施
(官民連携等基盤強化支援事業費 (H28予算)0.1億円、実施主体：国)
【H29予算案】0.1億円
- また、平成28年度第2次補正予算において、厚生労働省による水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用（20億円）について生活基盤施設耐震化等交付金により事業費の一部を交付することや、内閣府によるコンセッション事業導入の前提となるデューディリジェンス（資産評価）、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援することを盛り込んでいる。今後の支援については、2次補正予算の執行状況を勘案し、対応を検討。）

水道に関するPPP/PFIの取組状況②

【日本再興戦略2016 記載】

・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み⁽¹⁾、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み⁽²⁾、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法⁽³⁾等について、水道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討する。

○ 11月22日の第9回厚生科学審議会^(※)において、以下の内容を含む報告書の取りまとめを行った。

※厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会

(1) 地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組みについて

(2) 運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組みについて

→ 水道事業等においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を行うべきである。

(3) 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法について

→ 公営企業の場合と同様に総括原価主義とするとともに、総括原価に法人税や配当金などを含めることができることを明確にすべきである。

○ これを踏まえ、水道法の一部を改正する法律案を平成29年3月7日に閣議決定し、同日に国会へ提出したところであり、今後、同法案の早期成立に向けて努力するとともに、成立の暁には円滑に施行することができるよう、必要な対応を進めていく。

水道に関するPPP／PFIの取組状況③

【日本再興戦略2016 記載】

・運営権者が水道法や工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。

- 「水道事業等の認可の手引き」を基に、運営権者が認可申請する上での考え方や留意点等を加えて整理した内容を、地方公共団体等に周知(平成28年12月27日)。

【日本再興戦略2016 記載】

・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。

- コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合に生じ得る事業期間後期に向けて費用が逡増する課題については、運用により対応できることを確認。
- 地方公共団体が運営権設定前に負担した建設費等について、PFI法第20条に基づき民間企業が地方公共団体から負担金の支払いを求められる場合が想定されるため、当該負担金の支払いに係る費用計上時期の考え方に関して、地方公共団体等に周知(平成29年1月12日)。

【日本再興戦略2016 記載】

・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。

- 水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付や、手引き、事例集等の作成・周知を通じ、水道事業の広域化を促進している。
- 11月22日の第9回厚生科学審議会において、安全、強靱で持続可能な水道を実現するための方策として、都道府県が主体となり広域連携を推進する協議の場を設けることや、国の基本方針に基づいて都道府県が水道事業基盤強化計画を策定できるとすること等を内容とする報告書取りまとめた。これを踏まえ、水道法の一部を改正する法律案を平成29年3月7日に閣議決定し、同日に国会へ提出したところであり、今後、同法案の早期成立に向けて努力するとともに、成立の暁には円滑に施行することができるよう、必要な対応を進めていく。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

官民連携の推進(第24条の4～第24条の12)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けなければならない。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら收受。
 - ・地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。